

<p>① 利用定員が三十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百を乗じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が三十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(一) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定生活介護事業所等 利用定員の数を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p>	<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下「指定障害福祉サービス」という。)、指定障害者支援施設又はそのぞみの園(以下「指定生活介護事業所等」という。)(指定生活介護等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合)</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)(第四十一条に規定する運営規程に定められて利用定員(以下この項において「利用定員」という。)(の数に三を加えて得た数を超える場合)</p> <p>② 利用定員が三十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百を乗じて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)(が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)(又はそのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設そのみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設そのみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)(が行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。)(の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>二 介護給付費等単位数表第5の1の生活介護サービス費の注15の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定障害者支援施設(障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)(が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)(又はそのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設そのみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設そのみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)(が行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。)(の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
--	---	---	---

<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第九十七条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。)(又は指定児童デイサービス事業所(指定障害福祉サービス基準第九十八条第一項に規定する指定児童デイサービス事業所をいう。)(以下「指定児童デイサービス」という。)(の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p>	<p>① 利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 平成二十年四月一日以降 指定生活介護事業所等の指定生活介護等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定生活介護事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数に十を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>	<p>指定生活介護事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>三 介護給付費等単位数表第6の1の児童デイサービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第九十六条に規定する指定児童デイサービスをいう。)(又は基準該当児童デイサービス(指定障害福祉サービス基準第九十八条第一項に規定する基準該当児童デイサービスをいう。)(以下「指定児童デイサービス等」という。)(の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>
--	---	---	---